平成２５年（フ）第６３４号
仙台市青葉区花壇８番16号　コーポみなもとＣ－１
債務者　植木　裕之
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６７１号
仙台市太白区恵和町３番３―208号、従前の住所仙台市泉区泉中央３丁目35番地の２　ベルシティエクセル泉102
債務者　前田　浩二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町2520番地の１
債務者　中山　伸幸
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６５号
新潟市西蒲区川崎269番地３　ブランドール佐藤201
債務者　北原　　健
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７０号
新潟市西蒲区下和納3569番地　サンシャイン28Ｂ棟102号
債務者　小湊　右治
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６２号
静岡県浜松市北区東三方町477番地の14
債務者　竹内　勝巳
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８６３号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―809号
債務者　富田　弥生
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６４号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―809号
債務者　富田　愛梨
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９１号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番17号、従前の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目96番地の９　エーベル東園田801
債務者　天前千重子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１４号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番33―501号
債務者　疋田　周也
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２７号
兵庫県芦屋市南宮町２番５　ロイヤルメゾン芦屋Ⅵ404号、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新３丁目７番14号　ベルメゾン豊新Ⅱ403号
債務者　中武　大輔
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３３号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番６―303号
債務者　前田　佳宏
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番６―303号
債務者　前田　美紀
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６１号
兵庫県西宮市今津巽町４番40―302号
債務者　平石　怜嫁
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６３号
兵庫県西宮市神呪町14番32―102号
債務者　前園　智明
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目２番32号
債務者　植田貴久枝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目７番５号　ロイヤルメゾン301
債務者　前田　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係